

関東ICT推進NPO連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、関東ICT推進NPO連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 関東地域で活動する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）相互間等の連携により、ICTを利活用したNPO法人活動の活性化を図ることによって、地域情報化を推進するとともに、地域住民の利便性の向上等、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互間の連携を図るための交流
- (2) 本会活動の積極的な情報発信
- (3) 本会の設立目的を達成するための調査研究
- (4) 行政機関、大学等と連携したイベント等の開催
- (5) その他、本会目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員及び準会員とする。

- 2 正会員はNPO法人又は本会の設立目的に賛同する個人等とし、準会員は正会員以外の者とする。

(役員)

第5条 本会に代表幹事、副代表幹事及び幹事を置く。

- 2 代表幹事は幹事の互選により決定する。副代表幹事は幹事の中から代表幹事が指名する。
- 3 幹事は会員の推薦により総会において決定する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 代表幹事は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事不在時にその職務を代行する。
- 3 役員は、この会の業務運営に必要な重要事項を審議決定する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は幹事会の推薦によって代表幹事が委嘱する。
- 3 顧問は代表幹事の諮問に答え、又は意見を提出する。

(総会)

第9条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は年1回開催する。臨時総会は代表幹事が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上が要求したときに開催する。
- 3 総会は代表幹事が招集し、その議長は総会において選任する。

(総会の議決事項)

第10条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 規約の改正
- (3) 事業報告
- (4) 解散
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事項

(幹事会)

第11条 幹事会は代表幹事が必要と認めたときに開催する。

- 2 幹事会は次の事項を決定する。
 - (1) 総会に提出すべき事項
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 幹事会は、幹事会の検討を促進するため、必要に応じて幹事会の下、幹事による幹事作業部会を開催することができる。

(議決)

第12条 総会及び幹事会は会員(幹事会にあっては幹事者数)の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(入会及び退会)

- 第13条 本会に入会しようとする者は、書面により申し込むものとし、幹事会の承認を得るものとする。
- 2 本会を退会しようとする者は、理由を付した書面によりその旨を届け出るものとする。

(解散)

第14条 本会は、会員の3分の2以上の同意を得なければ解散することはできない。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、関東総合通信局情報通信部情報通信連携推進課が代行する。

付則

- 1 この規約は、設立の日（平成16年6月24日）から施行する。
- 2 本会の事業年度及び役員の任期は4月1日から3月31日までとする。ただし、設立年度は、設立総会の日（平成16年6月24日）に始まり、平成17年3月31日に終わる。
- 3 この規約は、平成17年5月26日から施行する。
- 4 この規約は、平成18年5月19日から施行する。
- 5 この規約は、平成30年4月26日から施行する。